

第3回 伊賀市産業振興条例策定委員会
概 要

令和4年4月7日 14:00～
於： 伊賀市役所4階庁議室

出席 洪委員長、田山副委員長、廣澤委員、夏秋委員、福田委員、佐野委員、
大森委員、松下委員（WEB参加）
事務局（堀部長、中嶋理事、堀川次長、古川課長、藤田、本田）
欠席 柘植委員、大田委員

1. あいさつ

- ・今日は第3回目でスケジュール上、本日中間案を決定してこの後パブリックコメントという流れになる。
- ・これまでの経緯なども含めて策定していきたい。

（人事異動による変更のため自己紹介）

県雇用経済部副部長 松下委員

伊賀市 堀部長、中嶋理事、堀川次長、古川課長

2. 協議事項

- （1）伊賀市産業振興条例中間案について
新旧対照表で説明

前文

委員：「生産人口の定着」だけでなく「拡大」も図るべき。定着及び拡大としてはどうか。

事務局：そのように改める。

第1条（目的）

意見なし

第2条（定義）

委員長：商業者、工業者など業種も入ってきているが、これらの事業者も中小企業者等に入ると考えてよいか。

事務局：一部の大企業者以外は中小企業者等に含まれる。

委員：中小企業者と小規模企業者をまとめて「中小企業者等」としているのか。

事務局：そのとおり。

委員長：このあと商業者の役割や工業者の役割などが書かれているが、その多くは中小企業者等でもあるということだと思います。

事務局：中小企業基本法により中小企業者と小規模企業者について書かれている。その中には商業者もいれば工業者も観光事業者もいる。そういった中で中小企業者の位置づけになる。

委員：8番で中小事業者、小規模事業者となっている

事務局：改める。

委員長：産業関係団体にはNPOなども入るのか

副委員長：普通に考えれば入らないのではないか。

事務局：NPOは基本的に非営利団体なので入らないと考えている。

委員：観光事業者の中に観光協会も含まれるか。

事務局：一部含まれると考えている。独自の事業もしているし、支援もしている。そのため観光事業者にも産業関係団体にも入ってくると考えている。

第3条（基本理念及び方針）

委員：当市の条例として、伊賀市の農林業を振興すること、歴史ある伝統産業の育成に努めることがこの条例のポイントと思われるが、それで間違いはないか。

事務局：そのとおり。

委員：第2項（4）で人材が出ているが、育成は大切であるが、確保も大切である。確保の部分の意味合いも入っているか。

事務局：概念には入っているが、確保も明記することとする。

委員：(10)だが、「取り巻く環境」としているがわかりにくい。本当は適宜適切な、ニーズにあった支援を言いたいと思うが、もう少し言い方を考えてみてはどうか。

委員：会社は環境適応が重要である。世の中の嗜好に合わせて変えていくものである。ここでいう環境はそういう広い意味の環境と思う。元にあった経営の状況というところ経営の良し悪しで、そこまで口をはさむものではないが、環境は解釈によって変わってくるが、状況に応じて変わってくるという意味で使っていると思っている。

事務局：情勢などの言葉もある。検討したい。

第4条（市の責務）

委員長：5項で前回は「災害に備えて」という文だったが、今回は災害時の事業継続計画への支援になっている。備える部分もこの中に入っているのか。

事務局：備える部分と実際の災害時の事業継続と両方の概念を入れている認識でいるが、読み取りにくいのなら修正したい。

委員：6項で必要な予算や財源の確保を述べているが、これは従来から固

定資産税の減免などの会社に対する支援の予算と思われる。

今後、高度化された工場が立地してくると思われるが、高度化人材の定着に向けた支援を考えていく必要がある。

委員：補助金などは作って終わりではない。その意味で人材育成などの制度についてもやってくる必要のあるものと理解している。この必要な予算や財源確保には今後作られる補助等の根拠たり得る。

あと、災害時の事業継続については書かれているが、平時の事業承継という部分についても述べておく必要があるのではないか。

委員：大学新卒者で伊賀に関係のない人も就職してくれている。このような人材が定着できるような支援をいただきたい。

また、中堅の方にも来ていただきたい。家族で住める環境など総合的な配慮が必要になる。そういったものを含めて初めて定着につながる。

かつて高度化人材が集まった時代もあったが、現在はいなくなった。地方都市では難しいところもあるが、流入人口を増やして中核都市の基礎固めをする必要がある。

事務局：財政措置については人材の育成に力を入れるのは重要と思うので、検討していきたい。

また、ご意見いただいた事業承継については、災害時のBCPの概念と事業承継の概念の両方を入れていきたい。

第5条（事業者の役割）

意見なし

第6条（商業者の役割）

変更箇所なしのため提示せず

第7条（工業者の役割）から第10条（伝統的な地場産業者）まで一括で説明

委員：漁業者はいないのではないかと。漁業を生業にしている人は聞いたことがない。

事務局：内水面漁業組合がある。環境保全面でも活動いただいている。

委員：環境保全是良いとして、この条例は産業振興条例なのだから、業としてあるかどうか。産業として漁業があるか、それが重要になる。

委員長：漁獲量なども指針になると思う。

事務局：漁業については出荷しているわけではなく、いわゆる遊漁が中心である。観光事業者に近い部分もある。

委員：伝統的地場産業について「専門的な技術・知識」を「技術・技法」とするべき。伝統産業界では技術と技法としている。

事務局：修正する。技術、技法、知識と3つとも並べる。

委員：第8条の農作物等の中に畜産も入っているか。

事務局：概念は入っているが、わかりにくいので、「農畜産物等」に改める。

委員：9条はほとんど観光協会の事業である。また「観光客の誘致」では

なく「誘客」である。

委員長：前回も話に出たが、個別事業者の役割としてどのように対処するか難しいところはある。

事務局：地域資源を活用した土産の開発、またSNSの発展で個人が発信し繋がる時代になってきており、観光協会だけの事業でないと考えている。

委員長：商業や工業、農林業と書きぶりが違うのが気になった。

個別事業者が何を提供しているのか、そこの記載がほしい。例えば農林なら「安全で安心な農畜産物」と提供するものがはっきりしている。

そこを書けば産業関係団体と差別化が図れるのではないか。

第11条（大企業の役割）

委員：発注機会の拡大と同時に事業としての協力、連携の部分で、納期の変更とか原材料費の転嫁とか中小企業者等は大企業者に求める配慮は多くある。それとは別に市や産業関係団体がイベント等で協力いただきたいこともある。

事務局：その意味では中小企業者向けと市や産業関係団体向けで項目を分けてもいいかもしれない。

委員：大企業は自分のことだけでなく自覚をもって、地域社会に貢献いただくことも重要な責務と思う。そこを明記いただくと良い。

第12条（産業関係団体の役割）

委員：定義の並びにそろえてはどうか。また中小企業等の役割という項目がないが、それはどうか。

委員長：一部の大企業者以外は中小企業者等で、商業、工業などに分かれている規定は中小企業者等の規定になる。

第13条（教育機関等の役割）

委員：伊賀市になっている。

事務局：市に統一している。修正漏れなので修正願いたい。

委員：高校がインターンシップをやりたいという場合は、この中にそういうニュアンスが入っているか。

また、当市の高校新卒者の離職率が高いように思うが、ミスマッチが生じているか。防ぐ意味でも教育の機会を考えていかねばならないし、若い人に視野を広げさせることが重要で、条例に含まれるといいと考えている。

事務局：たんに高等教育機関の役割でなく、中学、高校も含めて企業との連携という部分を含めてのものと考えている。

委員長：教育機関等と企業との協働なども書かれている。この条例を根拠にしていろいろな政策につなげていく。

第14条（市民の役割）

委員：事業協力とあるが、産業振興条例なのだから、具体的にターゲットを絞って、地域産業に資する事業などが良いのではないか。

委員長：愛着と誇りがあるがこれはどういった意味合いか。

事務局：シビックプライドという意味合いを持たせた。地域に貢献しているのはよくわかったが、少し上から目線に感じたので受け入れられやすい言葉に変えた。

委員：もう少し具体的に言うとするれば、市民に地域の産業への理解を深めてもらうことが必要と思う。そうした中で地産地消へつなげていくと大切と思う。

委員長：地域にあるいろいろな産業に関心を持ってもらうことが大切。

事務局：関心と理解を深めることをいれて修正する。

第15条（広域連携）から第17条（委任）まで

意見なし

（2）今後の流れについて

スケジュールの確認

総合政策会議にかけて議会全員協議会で説明後、パブリックコメントをとりたい。

9月議会への上程を予定している。

委員：今日も一部の変更があると思うので、委員長と副委員長に再度確認してもらい、正案とすればいい。

委員長：意見を反映したものを確認させてもらう。

（3）パブリックコメントについて

伊賀市パブリックコメント制度実施要綱により説明

3. その他

委員：今後、条例ができて、その他の条例と方向性が違った場合、どちらが優位かとか、どうなっていくのか。

委員：この条例は作って終わりではなく、16条で会議の開催も規定しているなか、PDCAサイクルが構築されていく。

委員：人材を採用する中で、ここで生活していく支援や多様性といった面で外国籍の方や障がい者の雇用への配慮を入れるといいと思った。

次回開催 令和4年 6 月 24 日（金）AM10:00～

庁議室